

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

私は、昭和27年3月24日にD社（現在は、B社）に入社し、A社へ出向して以来、退職まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する退職者一覧台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社本社（適用事業所名は同社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「資料が無いため不明であるが、E地にあったA社C支店が閉鎖し、F地に本社を移したことに伴う異動であった。」と回答しているところ、同社本社は昭和32年5月2日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年3月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料は残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

私は、昭和35年3月にA社に入社し、36年11月に同社C出張所に転勤後、40年3月に同社D本社に転勤するまでは同社同出張所に勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が欠落していることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C出張所における申立期間当時の庶務担当である元同僚の供述及び同社から提出のあった従業員名簿から判断すると、申立人は、同社同出張所において、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和36年11月にA社C出張所に転勤し、40年3月に同社D本社に転勤するまで同社同出張所に継続して勤務した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、同社同出張所は39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の申立人の被保険者記録は同社B営業所に係るものであることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社C出張所に勤務しながら、同社B営業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できるところ、同社C出張所が適用事業所となったことに伴い、申立人の被保険者資格が同社同出張所に移されたと認められ、同社B営業所における被保険者資格喪失日を同社C出張所が適用事業所となった昭和39年11月1日とすべきところを誤って同年10月25日とされたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年10月の定時決定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年6月及び同年7月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から14年6月1日まで

A社（申立期間当時は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、当時の給与明細書に書かれた支給額と比べて大きく異なっており正しくないので、調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年6月及び同年7月に係る標準報酬月額については、A社が保管する申立人に係る給与支給明細書で確認できる報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得時の報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年8月1日から14年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社が保管する申立人に係る給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成7年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月21日から同年8月21日まで

私は、昭和61年3月から平成11年5月までの期間、継続してA社及びB社に勤務したが、7年7月に同社からA社に転籍した際に、給料から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間に係る被保険者記録が無いとされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書、B社から提出のあった申立人に係る賃金台帳及び申立人に係る雇用保険被保険者記録により、申立人は、同社及びその関連会社（A社）に継続して勤務し（平成7年7月21日にB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月21日から同年9月6日まで

国の年金記録では、A社C支店から同社D支店へ異動した時の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているが、継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及び申立人の申立期間前後の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年9月6日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年7月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人が昭和48年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（D市）における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和48年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和37年8月1日から平成8年6月30日に退職するまで、A社に継続勤務し、65歳まで厚生年金保険に加入していたが、申立期間が同保険に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された人事記録、人員配置表及び社内通知並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店E営業所が同社F支店に昇格したことに伴い、昭和46年10月1日に同社C支店から同社F支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年8月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を昭和46年9月30日として社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書によると、事業主は申立人が昭和48年11月1日にA社(D市)において同資格を取得した旨の届出をG社会保険事務所(当時)に行っていることが認められ、同事務所は当該届出を同年12月3日に受付し、同月7日に確認した旨の押印をしていることが確認できることから、事業主は、申立人が同年11月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書の記載から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に昭和37年3月6日に入社し、平成11年11月30日に退職するまでの期間について勤務したが、B社の出店準備のため、C県に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及びB社における多数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年8月13日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和44年11月1日にD社（現在は、E社）に入社し、直ちに、A社に出向した後、46年3月にD社に復帰し、48年6月30日に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、A社C支店に出向していた申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が空白となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E社から提出のあった申立人に係る入社・退職等に係る名簿及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年3月1日に同社C支店からD社に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和46年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年2月28日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 4811（事案 1556 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、中学校卒業後 A 社に入社し、B 地区の C 支店において昭和 35 年 4 月 1 日から 3 年間勤務したにもかかわらず、ねんきん特別便によると、同社における厚生年金保険被保険者期間は 1 か月であり納得できないとして、貴委員会に申立てを行ったが、平成 22 年 3 月 23 日付けで記録の訂正を認めることはできないとして通知を受け取った。

しかし、改めて考えてみると、前回申立ての勤務先及び勤務期間は記憶違いであり、新たに、申立期間①については D 社において各種作業に、申立期間②については E 社において製品の製造に従事していたことを思い出したので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに係る事業所及び期間については、オンライン記録によると、申立人は、A 社において、昭和 35 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失しており、申立人が中学校卒業後に同社に入社したことは確認できるものの、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に同社において同被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 30 人を調査したところ、このうち 26 人が申立人についての記憶が無いと回答している（4 人は無回答）こと、ii) 回答者 26 人のうち、同社 C 支店ができたときから勤務していたとする元従業員は、申立人と同時期に同社において同被保険者資格を取得した記録のある複数の元従業員を記憶しているものの、「技術長をしていたことから支店の隅々まで知っているが、申立人については記憶が無い。」と証言していること、iii) 申

立期間当時、社会保険関係事務を担当していたとする元従業員のうちの一人は、「給与計算も担当していたので、1、2年勤務していたのであれば覚えているはずであるが、申立人については覚えていない。」と証言していること、iv) 調査対象とした上記の元従業員30人のうち22人が、「自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致する。」と回答している（残る二人は「分からない」とし、6人は無回答）上、上記とは別の元社会保険関係事務担当者は、「当社では従業員全員を、厚生年金保険に加入させていた。また、在職中にもかかわらず、資格喪失させるような手続は行っていない。」と証言していること、v) これらのことから、同社では、従業員の全員を適切に厚生年金保険に加入させていたことが推認でき、申立人が同社に勤務していた期間は、比較的短期間であったことがうかがえ、申立人は、申立期間当時には同社に勤務していなかったと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年3月23日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、前回の申立ての勤務先及び勤務期間は記憶違いであり、新たに、申立期間①についてはD社において、申立期間②についてはE社において勤務していたことを思い出したので、当該事業所について再度調査をしてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立期間①について、D社は、「当時の関係資料が無いため、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答している上、F健康保険組合G支部は、「5年以上経過した資料は全て廃棄しており、申立期間①の組合員の被保険者記録は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、D社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）により、昭和36年6月22日から38年2月19日までの期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員のうち、所在が判明した22人に照会したところ、回答のあった9人とも、「申立人を記憶していない。」と回答している上、申立人は、「同社では、各種作業に従事していた。」と供述しているところ、当該9人のうち、申立期間①当時、同社の各種作業の責任者であったと回答している元従業員は、「申立人を記憶していない。各種作業は技術が必要なことから、入社から半年の者に任せることはなかった。」と証言しており、申立人の申立期間①における勤務実態等を確認することができない。

さらに、D社に係る原票によると、申立期間①において、申立人の氏名は確認できず、被保険者整理番号に欠番は無い上、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない。

申立期間②について、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の破産した当時の代表取締役は、「申立期間②当時の事業主は

既に死亡しており、関係資料も全て廃棄しているため、申立人について、在籍の有無等を確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、昭和36年11月1日から39年8月1日までの期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員のうち、所在の判明した29人に照会したところ、回答のあった11人とも、「申立人を記憶していない。」と回答している上、申立人は、「自分を同社に紹介した元同僚は既に亡くなっている上、他の元同僚の名前も記憶していない。」と供述していることから、同僚に対して照会することができず、申立人の申立期間②の勤務実態等を確認することができない。

さらに、E社に係る被保険者原票によると、申立期間②において、申立人の氏名は確認できず、健康保険記号番号に欠番は無い上、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない。

これらのことから、申立人が今回の再申立てに当たり勤務していたとする事業所及び期間についての主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間①及び②について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。